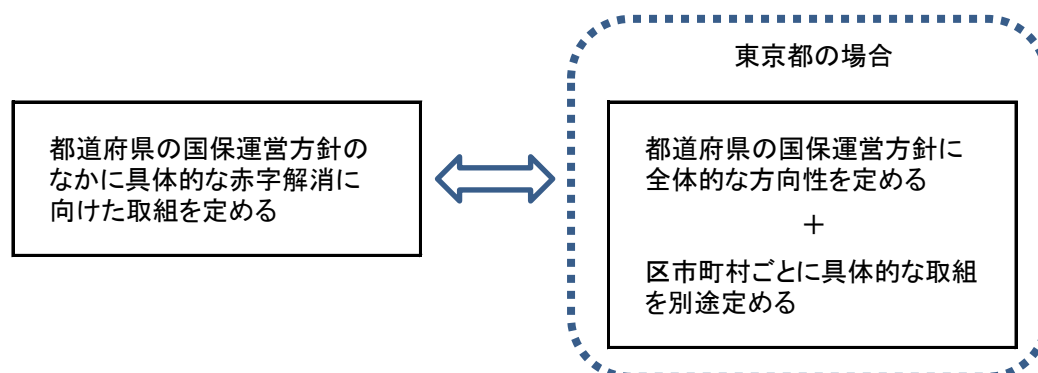


国民健康保険 赤字解消について

《国より示された国保赤字解消に関する概要》

「国民健康保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(H30.1.29付 厚生労働省国民健康保険課長通知)



- ◇ 平成30年度以降を初年次とする原則6年以内の計画を策定、29年度内に都道府県に提出し、毎年度状況を報告
- ◇ 計画期間内の年次において削減予定額或いは削減予定率を定め、必要に応じ変更を行う
- ◇ 被保険者の負担水準に激変が生じないような時間軸を置き、具体策を検討



H30.2.2 第9回運営協議会

《事務局としての取組 案》

市民生活への影響をできる限り軽減する長期的な視点に立った計画を策定し、このうち6年間分を今年度、都に提出する

- ① その他一般会計繰入金(法定外繰入分)について、整理・精査を行う
- ③ 保険税率について、2年ごとに定期的な見直しを行い、概ね平成50年度の赤字繰入解消を目標とする(改定10回)
- ③ 国保事業納付金等の推移を注視し、また社会状況の変化に柔軟に対応し、的確に計画の見直しを行っていく

《協議会からのご意見》

- 計画のなかに数値が示されているが、不確定な要素が多く妥当性については判断が難しい
- 今後の保険税の見直しは、計画に示された数値に縛られてしまうのか
- 今後の経済環境の予測は大変難しい
- これまで行ってきた、2年ごとの見直しを計画という形にまとめていくのか



《国通知を受けて、東京都より連絡 H30.2.27》

- 提出する計画の名称は「国保財政健全化計画書」とする
- 対象となる自治体は、都内60団体
- 定量的な計画策定が困難な場合、今年度は定性的な内容でも可、但し、今後速やかに変更計画を提出する